

第 6204 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 5月27日 月曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	---

♠ 個人版事業承継税制

Q : 平成31年度の税制改正では、個人版事業承継税制が創設されたとか。どのような内容なのですか？

A : 次のような内容です。

【解説】

平成31年の税制改正で創設された個人版事業承継税制の概要は、次のとおりです。

①対象期間

平成31年1月1日から令和10年12月31日までの間に行われる相続・贈与が対象

②納税猶予割合

100%

③対象資産

土地、建物、機械及び装置、器具備品、車両・船舶、構築物、無形減価償却資産、生物

④対象面積

土地…400㎡、建物…800㎡

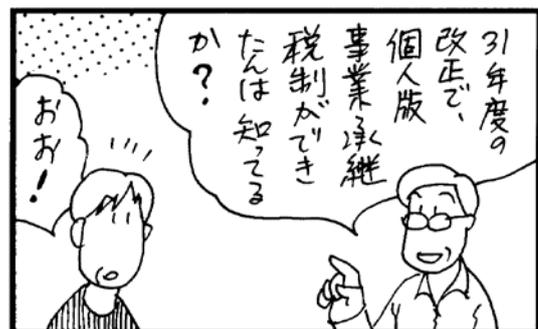
⑤要件

- ・ 経営承継円滑化法に基づく認定
- ・ 平成31年度から5年以内に承継計画を提出

⑥その他

- ・ 事業を廃止した場合は納税猶予が打切りに
- ・ ただし、事業者が一定の障害に該当した場合や経営環境の悪化による場合(※)等は、免除・減免措置あり

(※)直近3年間のうち2年以上赤字の場合や2年連続で売上高が減少している場合など



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】